

理 由 書

つくば市の都市計画における公共下水道は、霞ヶ浦常南流域関連公共下水道である、研究学園地区を排水区域とする研究学園都市公共下水道、旧荃崎町の市街地・団地等を排水区域とする荃崎公共下水道及びTX沿線地区を含む市内の多くの市街地等を排水区域とするつくば市公共下水道と、小貝川東部流域関連公共下水道である、つくば市の北部地域の一部を排水区域とするつくば市北部公共下水道の計4施設からなっている。各公共下水道をあわせて市域の約33.5%を都市計画上の排水区域としており、令和6年度末時点の下水道普及率は人口比で86.7%となっている。

そのような中、つくば市では令和8年6月に、関連する流域下水道の整備進捗や市民からの下水道整備要望を背景に、利根川流域別下水道整備総合計画（令和7年6月）等上位計画と整合する形で、「つくば市公共下水道霞ヶ浦常南流域関連・小貝川東部流域関連全体計画」の変更を行った。これは、既存市街地及び集落地の活性化並びに人口の維持のほか、新産業用地の開発等大規模プロジェクトの推進に資する都市基盤整備の計画的な実施を目指し、経済性や効率性を考慮し排水区域等の見直しを行ったものである。

また、つくば市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画（令和7年1月）においては、下水道等の整備と維持管理について、投資効果、普及率の向上を勘案しながら、随時集合処理区域の適切な見直しを図るとともに、合併浄化槽と連携して地域の生活環境の向上に努めることとしているところである。

これらのことから、都市計画と各種下水道計画の整合を図ることで計画的な下水道整備を推進し都市の健全な発展に寄与するとともに、利根川水系、霞ヶ浦及び牛久沼をはじめとする公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上による住民の生活環境の改善を図るため、本案のとおり都市計画下水道を変更するものである。